



「道新ウェルネット奨学金」募集要項

この「道新ウェルネット奨学金」は、ウェルネット株式会社拠出の寄附金を原資として、経済的に困窮している道内 4 高専の学生が支援対象の奨学金制度です。

この奨学金は返還義務のない給付型のものであり、募集の概要等は以下のとおりです。

1. 支援の種類

- (1) 緊急支援：家計支持者の死亡などで授業料等が支払えなくなった場合において、必要額を支援します。
- (2) 通常支援：学生の経済状況に応じて年間授業料や生活補助金を適宜支給します。

2. 支援対象者

本科及び専攻科の正規学生で次のいずれかに該当する学生とします。

(1) 緊急支援

- ① 家計支持者の死亡、病気、失踪、失職・退職、経営不振・破産・倒産等若しくは震災、風水害、火災、その他の災害等により家計が急変し、授業料等の支払いができずに修学継続が困難となった学生
- ② 両親の離別等家庭環境の急変により、新たな生活費用の発生や、犯罪等被害や住環境の急変など、やむを得ない理由による転居等により多額の費用が生じたため、授業料等の支払いができずに修学継続が困難となった学生
- ③ その他やむを得ない理由により、急激に生活の困窮度が高くなったため、授業料等の支払いができずに修学継続が困難となった学生
- ④ その他、特別の事情があると認められる学生

(2) 通常支援

- ① 経済的理由で学業に支障を来しており、就学支援金や授業料減免等による授業料支援を受けても、修学継続がなお困難な学生
- ② 経済的理由で学業に支障を来しているが、家計基準以外の事由で就学支援金や授業料減免等による授業料支援の対象とならない学生
- ③ 経済的理由で学業に支障を来しており、授業料免除の超過申請が機構本部に認められなかった学生
- ④ その他、特別の事情があると認められる学生

3. 支給条件等

- (1) 学業成績は問いませんが、修学意志が強く、学校生活を意欲的に送っている学生であることとします。なお、前回の申請から継続して受給申請をする場合にあっては、前年度の出席日数が、出席すべき日数の9/10 以上であること。ただし、傷病その他やむを得ない理由による欠席がある場合は、出席すべき日数の8/10 以上であることが必要です。
- (2) この奨学金は給付型であり返還の必要はありませんが、奨学生となる学生は特別な事由を除き「アルバイトなどを行うことなく学業に専念する」旨を書面で誓約することが

条件となります。

- (3) 奨学生は、寄附者であるウェルネット株式会社へ謝意を伝えること、進級時や受給終了後等において学業や生活状況に関するレポート提出等の義務があります。

4. 支援内容

支援対象は以下に掲げる経費としますが、家計状況や申請内容等に応じて支援対象とならない場合もあります。

- (1) 授業料(年額)
- (2) 諸納金(日本スポーツ振興センター共済掛金, 後援会費, 学生会費, その他後援会等が毎年徴収する諸費 等, 全て年額)
- (3) 教科書費(年額)
- (4) 通学交通費(通学生のみ, 年額)
- (5) 寮費等(寄宿料, 寮費, 給食費, 全て年額。ただし, 給食費については 1/2 相当額)
- (6) 生活・学習支援費(学用品費, 学習参考書(教科書費に含まれるものを除く)購入費, 通信費, その他教育費 等)
- (7) その他の緊急一時金や真にやむを得ないと認められる費用等
 - ① 火災や災害等により自宅等が全半壊して一時的に転居を余儀なくされた場合における移転費用・家財道具及び被服等の購入費用等
 - ② DV 等により, 緊急に居所を離れる必要がある場合等の住居賃借・移転費用等
 - ③ 校長が特に必要と認める費用

5. 支給額

一人当り年間最大 50 万円程度を目安としますが、授業料減免の有無や国の就学支援制度による助成額、支援を必要とする額等を総合的に勘案し、支給額を決定します。

6. 給付方法等

- (1) 奨学金は、ウェルネット株式会社が(株)三井住友銀行と共同開発した「ネット de 受け取りサービス」により各高専が奨学生に代わって受領し、その後、10月頃(追加で支給がある場合は2月頃)に奨学金を奨学生に支給します。
- (2) 就学支援金や授業料減免等による授業料支援を申請している場合、授業料分の支援は就学支援金や授業料減免等の支援額確定後に支給されることがあります。
- (3) 授業料や諸納金が未納である場合には、奨学生の承諾を得たうえで、本人が納入すべき授業料や諸納金に奨学金の全部または一部を充当する方法に代えることがあります。
- (4) 奨学金受領後は、各高専を通じて受領書を北海道新聞社会福祉振興基金(以下「道新基金」という。)に提出します。

7. 申請方法等

- (1) 申請については、原則として担任等を通じて受け付けます。
- (2) 申請にあたっては、道新基金の「道新ウェルネット奨学金運営要領」に基づき、以下の書類が必要となります。
 - ① 申請書
 - ② 誓約書
 - ③ 推薦書
 - ④ 生活中心者の源泉徴収票または市町村長が発行する所得証明書
 - ⑤ 就学支援金通知書と授業料額を証明するものまたは滞納証明書

- ⑥ 上記に記載の書類のほか、受給を希望する奨学金額の費用別内訳
- (3) 申請にあたっては、以下の要件を備えていることが必要となります。
- ① 緊急支援にあつては、家計急変の事由発生後 6 ヶ月以内の受給申請であり、家計急変後一年間の総所得金額(見込額)が「(独)国立高等専門学校機構における授業料の免除選考基準」(以下「免除選考基準」という。)に定める家計基準の評価額が全額免除または半額免除に該当する者であること。
- ② 通常支援にあつては、免除選考基準に定める家計基準の評価額が全額免除または半額免除に該当する者であること。

8. 支援期間等

- (1) 緊急支援における支援期間は、受給申請のあった日の属する月から当該年度末までとします。ただし、家計状況等に変化がなく引き続き支援が必要な場合にあっては、原則として受給申請月から通算して 12 月以内の支援期間とします。
- (2) 通常支援における支援期間は、受給申請のあった日の属する月から年度末までとします。

9. 申請時期等

奨学生希望者よりの受給申請受付は、5月から6月頃とします。

ただし、緊急支援に係る受給申請については、事由発生後6ヶ月以内で随時の受付とします。

10. 選考方法

学生からの申請に基づき、道内高専校長会議において審議のうえ推薦候補者を決定し、候補者が所属する各校校長が道新基金に推薦、道新基金評議員会が審査・決定します。

11. 他の奨学金との関係

- (1) 他奨学金との重複受給は妨げません。ただし、他の奨学金の支給条件によっては、本奨学金との重複受給が認められない場合がありますので、注意してください。
- (2) 生活保護世帯については、本奨学金と生活保護給付金との関係について、各自で確認してください。

12. 給付の廃止

次のいずれかに該当する場合は、奨学金の給付を廃止します。なお、奨学金の給付を廃止した場合には、既に給付した奨学金の一部又は全部の返還を求めることがあります。

- ① 休学(留学、病気等によりやむを得ない場合を除く。)したとき
- ② 退学又は修了したとき
- ③ 非違行為を行い、懲戒処分を受けたとき
- ④ 申請書類に虚偽の記載があったとき
- ⑤ 奨学金受給の辞退の申し出があったとき
- ⑥ その他奨学金の給付が適当でないと認められるとき

13. 問い合わせ先

本奨学金の申請等に関して疑義等がある場合には、各高専の学生課・奨学金担当にお問い合わせ下さい。

▽ウェルネット株式会社(英文名 WELLNET CORPORATION)について

1983 年, LPガス販売の一高たかはし(札幌市)のグループ会社として設立。1996 年, グループ内で新規事業開発を担う社内ベンチャーとして経営を刷新, 商号を「ウェルネット」に変更し, 新規事業開発に意欲的に取り組む。KIOSK 端末, POS端末, 銀行ATM, ネットバンク, クレジットカード, 電子マネーなど様々な決済ツールをワンストップで提供, 決済のデファクトスタンダードとして日本のeコマースを支えている。2014 年 12 月 19 日に東証一部上場。

- ・資本金:6 億 6,778 万円(2014.12.19 現在)
- ・代表取締役社長:宮澤一洋
- ・東京本社:東京都港区虎ノ門1丁目3番1号 東京虎ノ門グローバルスクエア14階
- ・札幌本社:札幌市中央区大通東10丁目 11 番地4
- ・URL:<http://www.well-net.jp/>